

## 警報発令に伴う臨時措置について

貝塚市の中学校においては、市教育委員会の指示により、貝塚市に下記の警報が出ている場合は次のような臨時措置を行います。

- 【暴風警報】（暴風警報にはレベルがありません）
- 【レベル4大雨危険警報】
- 【レベル4土砂災害危険警報】
- 【レベル5特別警報】

1. 午前7時現在、大阪府貝塚市に発令されているときは、**臨時休校**といたします。
  2. 登校後、発令されたときは、原則として下校の措置をとりますが、下校の方法などについては、天候の状況に応じて判断いたします。
- ※ただし、地区により危険が予測される場合には、保護者の判断で登校を遅らせるなど、細心の注意を払っていただきますようお願い申し上げます。

## 地震発生の場合の緊急措置について

貝塚市では、今後、地震が発生した場合、下記により対応いたしますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

- ◇ 貝塚市または隣接市町で震度5弱以上の地震が発生した場合
    - 始業前 ……臨時休校となります。
    - 登下校中 ……子どもたちは揺れが収まるまで、その場で安全確保し、揺れが収まったら、学校か家の近い方、安全な方へ移動してください。  
家に家族がいない場合は、学校や知り合いの大人のいる安全な場所に避難してください。
    - 授業中 ……授業は中止（状況により学校待機または引き取りによる下校）し、翌日は臨時休校となります。
    - 放課後 ……翌日は臨時休校となります。
  - ◇ 貝塚市または隣接市町で震度5弱未満の地震が発生した場合
    - 学校施設の被害状況や通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかを学校が判断します。各校のホームページ等で臨時休校や時間変更等のお知らせがない限り、通常授業を実施します。
- ※ 「隣接市町」とは、岸和田市、泉佐野市及び熊取町を言います。

